

①親族法

第28回 試験

問79 父母の離婚に伴い生ずる子（15歳）をめぐる監護や養育や親権の問題に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1.親権者にならなかった親には、子の養育費を負担する義務はない。
- 2.子との面会交流について父母の協議が成立しない場合は、家庭裁判所が定める。
- 3.親権者にならなかった親は、子を引き取り、監護養育することはできない。
- 4.家庭裁判所は、父母の申出によって、離婚後も共同して親権を行うことを定めることができる。
- 5.家庭裁判所が子の親権者を定めるとき、子の陳述を聴く必要はない。

②親族法

第27回 試験

問78 親権者の行為に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1.子どもの監護教育に必要な範囲内で、その子どもを懲戒することができる。
- 2.未成年の子どもの携帯電話サービス契約を取り消すことはできない。
- 3.未成年者が結婚すると、居所を指定することはできない。
- 4.未成年者に代わって、労働契約を締結できる。
- 5.子どもと利益が相反する法律行為であっても、自ら子どもを代理して行うことができる。

③親族法

第31回 試験

問題78 特別養子縁組制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 特別養子は、15歳未満でなければならない。
- 2 縁組後も実親との親子関係は継続する。
- 3 特別養子は、実親の法定相続人である。
- 4 配偶者のない者でも養親となることができる。
- 5 養親には離縁請求権はない。

④親族法

第 30 回 試験

問 80 事例を読んで、次の親族関係における民法上の扶養に関する記述として、最も適切なものを 1 つ 選びなさい。

〔 事例 〕

L (80 歳) には長男 (55 歳) と次男 (50 歳) がいるが、配偶者と死別し、現在は独居である。長男は妻と子 (25 歳) の三人で自己所有の一戸建住居で暮らし、次男は妻と重症心身障害のある子 (15 歳) の三人でアパートで暮らしている。最近、L は認知症が進行し、介護の必要性も増し、介護サービス利用料などの負担が増えて経済的にも困窮してきた。

1. 長男と次男が L の扶養の順序について協議できない場合には、家庭裁判所がこれを定める。
2. 長男及び次男には、扶養義務の一環として、L の成年後見制度利用のための審判請求を行う義務がある。
3. 長男の自宅に空き部屋がある場合には、長男は L を引き取って扶養する義務がある。
4. 次男が生活に困窮した場合、L は、長男に対する扶養請求権を次男に譲渡することができる。
5. 長男の子と次男の子以外の者が全て死亡したときには、長男の子は次男の子を扶養する義務を負う。

⑤親族法

第 32 回 試験

問題 77 次のうち、成年後見開始審判の申立てにおいて、申立権者に含まれない者 として、正しいものを 1 つ 選びなさい。

- 1 本人の孫の配偶者
- 2 本人の叔母
- 3 本人の甥 おい
- 4 本人の子
- 5 本人のいとこの配偶者

⑥相続

第 33 回 試験

問題 79 遺言に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 公正証書遺言は、家庭裁判所の検認を必要とする。
- 2 聴覚・言語機能障害により遺言の趣旨を公証人に口授することができない場合は、公正証書遺言を作成することができない。
- 3 法定相続人の遺留分を侵害する内容の遺言は、その全部について無効となる。
- 4 前の遺言が後の遺言と抵触している場合、その抵触する部分について、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされない。
- 5 被保佐人が遺言を作成するには、保佐人の同意は不要である。

⑦その他

第 32 回 試験

問題 78 事例を読んで、次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

〔事例〕 Aさんは、判断能力が低下している状況で販売業者のU社に騙まされ、50万円の価値しかない商品をU社から100万円で購入する旨の売買契約書に署名捺印した。U社は、Aさんに代金100万円の支払を請求している。

- 1 Aさんにおいて、その商品と同じ価値の商品をもう一つ引き渡すよう請求する余地はない。
- 2 Aさんにおいて、消費者契約法上、Aさんの誤認を理由とする売買契約の取消しをする余地はない。
- 3 Aさんにおいて、商品が引き渡されるまでは、代金の支払を拒む余地はない。
- 4 Aさんにおいて、U社の詐欺を理由とする売買契約の取消しをする余地はない。
- 5 Aさんにおいて、契約当時、意思能力を有しなかったとして、売買契約の無効を主張する余地はない。

⑧その他

第 29 回 試験

問 82 事例を読んで、関係当事者の民事責任の説明に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事例〕

V 社会福祉法人が設置したグループホーム内で、利用者 L が他の利用者 M を突き飛ばしてケガを負わせた。ホームの職員 A は、L に腹を立て、事実関係も確認せず、その場に L を長時間正座させ、他の利用者らの前で L を叱り続けた。これが原因で、L は体調を大きく崩して、長期の入院加療を余儀なくされた。

- 1.L が認知症であれば民法 713 条が定める責任無能力者として免責されることになるので、L の M に対する不法行為責任は成立しない。
- 2.L の M に対する不法行為責任が認容される場合には、V に民法 714 条の法定監督義務者責任を理由とする不法行為責任は成立しない。
- 3.L が A に不法行為責任に基づく損害賠償請求をする場合に、V に民法 715 条の使用者責任に基づく損害賠償請求を併せて行うことはできない。
- 4.L が V に債務不履行責任に基づく損害賠償請求をする場合に、V に民法 715 条の使用者責任に基づく損害賠償請求を併せて行うことはできない。
- 5.V が A の使用者責任に基づき L に損害賠償を支払った場合でも、V が A に求償することはできない。